

【別紙3】本措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

- 本措置について、前述のとおり、燃料費調整単価から軽減単価を差し引いた金額に基づき電気料金を算定することから、引き続き、当社からお客さまへWeb上（よりそうeねっと等）またはハガキ等でお知らせする内容において表示する「燃料費等調整単価」は、激変緩和措置適用後（低圧であれば▲3.5円/kWhを反映後）の単価をお知らせいたします。
- さらに、本措置が適用されていることを明示してお知らせするため、以下のとおり、「料金において国による電気料金軽減措置が含まれている」旨をお知らせいたします。

【検針ハガキの裏面へのお知らせイメージ】

